

財団法人まちみらい千代田
平成24年度第3回理事会議事録

1 日 時

平成25年3月28日（木） 午前10時から午前11時30分

2 場 所

ちよだプラットフォームスクウェア5階501～502会議室

（千代田区神田錦町 3-21）

3 理事現在数 12名

4 出席者

（1）出席者（7名）

若林尚夫、小池譲二、大畠康平、小嶋勝衛、高木茂、高橋容、高橋陽子

（2）委任状提出者（3名）

高島豊徳、林勇、堀田康彦

（3）当法人の出席者

理事長 若林尚夫、副理事長 小池譲二

5 議題

（1）議案第 7 号 平成25年度財団法人まちみらい千代田事業計画（案）

（2）議案第 8 号 平成25年度財団法人まちみらい千代田収支予算（案）

（3）議案第 9 号 財団法人まちみらい千代田評議員の選任について

（4）議案第10号 財団法人まちみらい千代田就業規則の改正について

（5）議案第11号 財団法人まちみらい千代田職員の給与に関する規程の改正について

（6）議案第12号 財団法人まちみらい千代田職員の再雇用に関する規程の制定について

6 開会、挨拶、定足数確認、議事録署名人の選任

定刻に至り、開会に先立ち、事務局から配布資料の確認があった。若林理事長より開会の挨拶があり、その後寄附行為第26条の規程により、若林理事長が議長となり、開会を宣言した。

引き続いて、議長が本日の出席者について事務局から報告をさせ、寄附行為第27条の規程で定める定足数を満たしていることを確認し、本理事会が有効に成立している旨を告げた。

続いて、本理事会の議事録署名人として、高橋陽子理事と小池譲二理事の2名を指名したい旨を諮ったところ、満場一致の賛成があったので、両理事を指名し、本人もこれを承諾した。

続いて、会議に先立ち、事務局より理事の選任とその承認について先に行われた第3回財団法人まちみらい千代田評議員会において承認されたことと、選任後東京ガス南部支店長の高橋容理事から出身企業の人事異動に伴い辞任したい旨の申し出があったことにより、後任については次回評議員会にて承認される予定との説明があった。高橋容理事より一言挨拶を行った後、議案の審議に入った。

7 議事の経過及び結果

- (1) 議案第7号 平成25年度財団法人まちみらい千代田事業計画（案）
- (2) 議案第8号 平成25年度財団法人まちみらい千代田収支予算（案）

議長から議事の審議に入る前に議案第7号及び議案第8号については関連があるため一括で審議を行いたい旨を提案したところ、全員異議なく了承したため、配付資料に基づき、次のとおり一括して説明を行った。

「住宅まちづくり」事業は大きく2つの施策から成っており、一つ目はマンションの維持管理、再生支援による良好な居住環境の整備促進、もう一つは再開発・共同建築の促進による地域環境の整備促進である。

小事業のうち特徴的なものに絞って説明する。

マンション管理組合の活性化支援については、25年度は良好な居住環境の整備促進の基礎事業とするため、平成15年から5年ごとに行ってきた分譲マンションの現状調査を実施する。調査経費については別に予算計上しており、5年ごとの定点測定という意味合いもあり、早めに着手する。

マンション相談窓口の設置については毎月第3水曜日に開催しているが、去年は26件ほどの相談があった。新年度も引き続き相談会を実施するとともに、今後はこれまで実施してきた相談の内容を整理し、主な相談の例示という形でホームページ等に掲載していく予定である。

マンション管理セミナーについてはマンション防災アドバイザー派遣制度の上手な活用法をテーマに3月30日に開催する予定である。今年度から各マンションで防災マニュアルを作る際に、財団でアドバイザー登録を行っている専門家を派遣し

ている。この制度を利用し防災マニュアルをつくったマンションについては、備蓄物資の購入助成の割増しがあり、このようなメリットの活用と併せてPRをしたい。

マンション防災訓練については、昨年12月に九段上の3棟のマンションで合同訓練を実施した。今後は他の地域でも実施できるよう調整する。

マンションへの情報発信については、マンション情報紙を発行し、昨年からマンションの管理会社の協力を得て現在119棟、約6,100戸に配布している。引き続き、多くの管理会社の協力をいただきながら、各戸配布の充実を目指して努力していく。

理事長連絡会については、理事長同士の意見交換、情報交換が自発的に活発に行われ、理想的な形に近づいてきている。現在66棟の理事長に登録していただき、引き続き今年度も意見交換会を隔月で実施する。

まちづくりアドバイザーの派遣については、25年度は12件程度のマンション等について、専門家をアドバイザーとして派遣を予定している。

再開発・共同建築の促進による地域環境整備促進については、配布資料の事業計画書にある図解の流れのとおりである。再開発等推進組織に対する支援については、今年度、マンションの建て替えに取り組んでいる建て替え推進組織に対して支援を行っている。

借上型区民住宅の供給では、借上型区民住宅の建物借り上げ期間満了の時期が迫りつつある。借り上げ期間は20年となっており、期間満了が最も早い住宅は28年6月には満了を迎える。満了後の対応が、課題となっているが、区担当部署で検討中である。まちみらいとしては従前どおり、契約期間中は適切に管理事務を行っていく。

「産業まちづくり」事業について説明を行う。

中小企業経営支援のマネージメントサポートデスクでは、日常的に電話、窓口、電子メール等で相談を受け付けており、その内容に応じて千代田区や東京都中小企業振興公社、中小企業基盤整備機構、東京都立産業技術研究センター等公的な機関につなぎ、それぞれの支援を活用しながら引き続きサポートを行っていく。

専門家派遣によるサポートについては、中小企業振興公社及び都立産業技術研究センターと業務提携し、その事業とマッチングさせながら、企業の派遣費用負担を少なくする形でサポートしていく。

中小企業応援ファンドの申請・採択支援について、24年度は採択に至らなかったが25年度は2社事前相談を受けており、採択されるよう適切に支援していく。

千代田ビジネス大賞は、去る2月20日に第5回のビジネス大賞表彰式を行った。当財団では中小企業の成長発展を支援する一環として本事業において優れた企業を

表彰しており、受賞企業について、まちみらいニュースや千代田 day's 等に掲載するほか、受賞企業紹介のためのリーフレットを発行するなどして広く PR していく。

表彰に至らなかった企業については、東京都中小企業振興公社や産業技術センターの専門家派遣事業に対し優先的に支援をしていく。また、エントリー企業からの希望があれば、個別に中小企業診断士を派遣するなどで経営診断や相談等対応していく。

千代田ビジネス起業塾の実施についてだが、今年度までに、一般向けが3回、女性向けが2回終了した。修了者に対してアンケートを行い、起業の有無や起業の意欲の高さ、問題点等を調査し今後の開催の参考としていく。

次に会議室の提供についてである。4月からの利用申込み分から、利用実績の少ない土曜日夜間の営業時間を、現行の午後10時から午後7時までと変更する。これまでの実績で、土曜日夜間の利用が非常に少ないことから、利用団体と十分調整をしながら、実態に合わせ、効率化を図る。

次に市町村サテライトオフィス東京について。今年度4月から岩手県奥州市が入居することになっており、入居者は増加している。毎月第1水曜日にプラットフォーム内で青空市を開催しているが、各団体が積極的に参加している。また、ホテルグランドパレスの事業であるホテ市へも参加するなど積極的な事業展開をしている。引き続き入居団体との連携を強化していく。

「普及啓発」について。まちづくりサポートは、今年度の成果発表会を終了した。今回で14回を数え、審査員の皆さんとまちサポのあり方について協議をすすめている。新法人への移行後は会計年度が6月から5月となるので、25年度の実施については、募集・公開審査会を9月、成果発表会を翌年7月というサイクルとする。

賛助会員の拡大については、今年度は法人会員の会費を一口5万円のところを2万円に引き下げ、個人会員については、5千円のところを3千円に引き下げた結果、会費収入そのものは減ったが、ビジネス大賞の受賞企業等、事業を通じて新たにつき合いのできた企業に、賛助会員加入の勧誘を実施している。今年度は昨年度に比べて法人会員数が9件ほど増えている。

引き続いて収支予算書の説明を行う。

まず、事業活動収支の部についてである。収入については、運用収入として基本財産の運用収入と、借上区民住宅の敷金、誘導協力金等の特定資産の運用収入がある。それから会費収入、事業収入等の収入があり、事業活動収入の計が6億349万1,000円である。

事業費に関する支出として動きの大きいものは、マンションへの情報発信事業費支出として新たに370万円と計上している項目である。これは従来から実施していた「マンションサポートちよだ」の発行について、マンション管理組合活性化支

援事業費支出の中にあつたものを、新たに別項目として計上したものである。その他の事業については、法人の財政事情や事業の需要に合わせて多少増減しているが、基本的な考え方は例年どおりである。

これにより事業活動の支出の合計が５億９，３７６万３，０００円となるため、事業活動収入と差し引きすると９７２万８，０００円となり、これが事業活動の収支差額となる。

次に、投資活動の収支である。特定預金の取崩収入と積立支出において、それぞれの収支が異なっている項目は、金銭信託さくら基金積立預金と退職金積立預金の２つである、さくら基金については、金銭信託からの助成金として支出と募金等の寄附金収入の差とであり、退職金積立預金については、今年度退職予定の職員がいないため取崩収入を行う予定がなく、引当金を積み立てるための支出にみを行うことによる差である。その他に家賃支払準備金等があり、投資活動収入の合計は２，３９８万１，０００円、投資活動の支出計が２，４５９万４，０００円となっている。この収支差額がマイナス６１万３，０００円である。

その他として予備費支出１，０００万円を計上している。

これにより、事業活動収支差額の９７２万８，０００円、投資活動収支差額のマイナス６１万３，０００円、予備費１，０００万円を差し引き、当期の収支はマイナスの８８万５，０００円である。これに前期からの繰越金を充当し、次期繰越収支は５０万３，０００円となる見込みである。

以上のような説明を行った後、次のような質疑応答や意見が出された。

○マンションへの情報発信について。３７０棟のマンションへ定期的に配布しているとのことだが、これは千代田区内の全マンションの何パーセントにあたるのか。また、全棟に送付することは可能か。

（事務局）

分譲マンションについては総数を把握しており、３７０棟というのはその実数である。将来的には賃貸マンションも手掛けていく。

○理事長連絡会には何棟から参加しているのか。

（事務局）

３７０棟のうち６６棟の会長が会員になっていただいている。

○区の花さくらの再生について、事業内容が運営委員会と募金活動しかないのに金額が６５１万円と大きく、事業内容と金額が合わないようだが。

（事務局）

さくらの再生事業については、財団で直接さくら再生に関する事業を実施しておらず、公益信託と金銭信託の管理と助成金の支出を行っている。そのための拠出金として、それぞれ公益信託に２００万円、金銭信託に４５０万円を拠出しており、それが事業の金額となっている。端数については事務経費である。

○それならば、事業内容に公益信託・金銭信託への拠出を明記してはどうか。

（事務局）

内容が分かりやすくなるように工夫する。

○５年ごとに分譲マンションの現状調査を行うとあるが、調査結果を踏まえ実際に理事長連絡会においてどのような意見交換がなされ、施策に反映されたかなど実例があれば教えてほしい。

（事務局）

専門の調査会社と連携を取り、アンケート等を実施し、調査結果を関係機関に参考資料として配布するなどしている。

○それがどのように役立っているのか把握しているか。

（事務局）

現在の助成制度において不足している助成制度があることを明示し、今後制度化することを目標としてお互いに連携を取っていく。

（若林理事長）

法人で分譲マンションについての定点観測を行っていくことで、このことが千代田区において行政にとって取り組むべき課題だということが確実にになったと思う。

○賛助会員について。事業計画で「賛助会員の拡大」とあるが、予算額は縮小しており、理解しにくい。

（事務局）

１口の金額を下げたため口数はかわらないが収入額が減額となっている。納入のお願いをしてもなかなか入金されないのが現実である。

また、若干ではあるが会員数は増えている。

○応援団を増やすという意味で、会員数を増加させることも重点化すべき。

以上のような質疑応答の後、出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

続いて、議案第７号の説明を行った。

（３）議案第９号 財団法人まちみらい千代田評議員の選任について

現在就任していただいている、まちみらい千代田評議員については、本年３月３１

日までの任期となっている。そのため、平成25年4月1日からの評議員について、寄附行為第17条第1項の規程に基づき、一覧表のとおり候補者として提案する。

以上のような説明の後、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

続いて、議案第8号の説明を行った。

(4) 議案第10号 財団法人まちみらい千代田就業規則の改定について

今回の主な改正点は4つである。

まず1つ目は定年退職に関する規定である。現在の就業規則には定年退職の規定がないため、今回の改正では定年退職の規定を設けると同時に、法改正に対応するため、ただし書きとして本人が希望する場合には再雇用するという規定を設けた。

次に時間外勤務についてである。時間外に定期的及び定型的に実施する事業がある場合、現在の規定では時間外勤務手当の支給という選択肢しかないが、長時間勤務を避けるため、今回の改正では就業時間をずらすことで勤務時間を増やすことのないようにすることが出来るという規定を設けた。

3点目は千代田区からの派遣職員の年次有給休暇についてである。千代田区の休暇に関する条例が改正されたことにより、従来暦年で付与していたものを会計年度にあわせて付与することになった為、財団に派遣されている職員については、財団の規定から除外するというものである。

最後に、特別休暇についてである。まずリフレッシュ休暇についての規定だが、区派遣職員に関しては、大卒での就職を想定し、就職後20年目、30年目にあたる43歳及び53歳に取得できるという規定になっている。財団職員については、中途採用が主となっているため、区に合わせた年齢による付与ではなく、入社後10年目に1日、20年目に引き続き3日、30年勤務した場合は引き続き5日を付与するという形に整備した。また、生理休暇についても、区の規定にあわせて、取得1回につき1日かつ暦年内で5日まで有給とし、それ以降の取得については無給とする変更を行った。

以上のような説明を行った後、次のような質疑応答や意見が出された。

○定年の年齢についてはどうなっているのか。

(事務局)

区では60歳で定年、それ以降は再任用となる。定年が60歳以降に延長になるのではという情報もあったが、現在は従来どおりである。財団としても区に準

じており、変更があれば随時対応していく。

以上のような質疑応答の後、出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

続いて、議案第 11 号の説明を行った。

(5) 議案第 11 号 財団法人まちみらい千代田職員の給与に関する規程の改正について

職員の給与に関しては規程の中に給料表を定めているが、給料表の改定についての規定がなかったため、財団と同じく区の財政支援団体である千代田区社会福祉協議会やちよだシルバー人材センターと同様、千代田区の職員に準じ、特別区人事委員会勧告の改定率に基づき改定することができるとの規定を設けた。

以上のような説明の後、出席理事に諮ったところ、全員異議なく議決した。

続いて、議案第 12 号の説明を行った。

(6) 議案第 12 号 財団法人まちみらい千代田職員の再雇用に関する規程の制定について

今回新たに制定する本規程は、先ほどご承認いただいた就業規則第 19 条第 2 項に基づき、定年後に再雇用する職員の雇用条件等に関する取り扱いを定め、業務の円滑な運営と秩序維持を目的とするものである。対象者及び雇用期間についてだが、定年退職後に職員が継続して雇用を希望する場合は、再雇用職員として雇用契約を締結し、1 年ごとの更新を行い再雇用する上限を 65 歳までとする。給与等については、勤務日数や本人の能力等を勘案して決定することとし、期末手当や勤勉手当等についても正規の職員と同様に取り扱う。細部については理事長が別に定めるという委任条項を定めた。

以上のような説明を行った後、次のような質疑応答や意見が出された。

○規程の施行はいつから。

(事務局)

今年 4 月 1 日からとなる。

以上のような質疑応答の後、出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

連絡事項として、次回の理事会は5月下旬開催予定であることと、公益財団法人への移行等に伴い、開催が必要な場合には臨時に理事会を開催することになるとの説明を行った。

8 閉 会

以上をもってすべての審議を終了したので、午前11時30分に議長は閉会を宣言した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人2名がこれに署名、押印する。

平成25年3月28日

財団法人まちみらい千代田
平成24年度第3回理事会

議 長 若 林 尚 夫 ⑩

議事録署名人 高 橋 陽 子 ⑩

議事録署名人 小 池 譲 二 ⑩